

校舎配置図 (森之宮小)



運動場

運動場用地 6,015㎡

校舎敷地 3,947㎡



今後の進め方～その1～

区担当教育次長
(区長)

条例で該当している適正配置対象校の
学校再編整備計画(案)作成

- ・ 規模を適正にする方法
- ・ 再編後の学校の場所
- ・ 再編の実施時期
- ・ 必要な施設整備計画
- ・ 再編後の通学路や安全対策



- ◆ 学校再編による効果及び再編整備にかかる検討課題の整理
- ◆ 地域、保護者との意見交換



教育委員会事務局

学校再編整備計画(案)
上程



学校再編整備計画

教育委員会による審議・議決

※大阪市立学校活性化条例ならびに大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則に基づく。



今後の進め方～その2～

教育委員会が策定した

学校再編整備計画

を区HPで公表し、保護者や
地域へ説明

- ▶ 実施時期や実施後の小学校の所在地を変更する場合は、再度教育委員会に上程し、議決後、その計画を区HPに掲載する。

学校適正配置検討会議

学校再編整備計画にかかる意見聴取の場

【メンバー】

(教育委員会委嘱、任期4年)

保護者 地域住民 学校協議会構成員
教育委員会が適当と認める者

【意見聴取の事項】

学校再編整備計画、学校名、校章、
校歌、標準服、通学路の安全対策、
地域の活動や防災の拠点等の確保など

※大阪市立学校活性化条例ならびに大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則に基づく。



今後の進め方～その3～

学校再編整備にかかる留意事項

- 児童の心理的な負担が生じないよう、統合前に対象校どうしの交流活動を実施
- 再編整備により生じる新たな物品（標準服等）は教育委員会が用意し、保護者の負担軽減
- 適正配置の対象となった学校の教育方針や文化的継承が新しい学校においても図られるよう考慮
- 児童にきめ細かい対応ができるよう、教員配置について配慮

学校の跡地利用

- 大阪市未利用地活用方針において、学校の跡地については売却を前提とした処分検討地に分類
- 学校の跡地は地元の愛着といったものに配慮し、地域との調和を図ることのできる具体的な方策、有効活用、処分時期について慎重に検討
- 投票所や災害時における避難所として指定されてきたことから、個々の学校跡地にかかる地元の住民の意見を十分に聞き、慎重に方策を検討

施設活用事例

- 廃校施設活用事例集



- 廃校施設等活用事例リンク集



(文部科学省HPより)

